

令和7年度 福島県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
実践研修開催要項

1 研修目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成及び資質の向上を図ることを目的とする。

2 研修期間

講義・演習の2日間とします。

10/20～10/21の回を
11/4～11/5に変更します。

研修区分	日 程
【動画配信】	各自視聴（約150分） ※以下の日程の前に動画視聴し、視聴報告書を提出していただきます。
第1回	令和7年10月20日（月）8：50～17：40（受付8：20～） 令和7年10月21日（火）8：50～17：40（受付8：20～）
第1回	令和7年10月22日（水）8：50～17：40（受付8：20～） 令和7年10月23日（木）8：50～17：40（受付8：20～）
第2回	令和7年10月28日（火）8：50～17：40（受付8：20～） 令和7年10月29日（水）8：50～17：40（受付8：20～）
第3回	令和7年10月30日（木）8：50～17：40（受付8：20～） 令和7年10月31日（金）8：50～17：40（受付8：20～）
第4回	令和7年11月 4日（火）8：50～17：40（受付8：20～） 令和7年11月 5日（水）8：50～17：40（受付8：20～）

※ 講義・演習日の選択はできません。

※ 動画配信については、受講決定通知書にてご案内します。

3 主 催 福島県

4 運営主体（事業委託先） 社会福祉法人福島県社会福祉事業団

5 研修内容（予定）

別紙1「令和7年度福島県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修日程」のとおり

6 受講対象者

（1）サービス管理責任者実践研修

- 令和2年度以降、サービス管理責任者研修（基礎研修）を修了した者であって、基礎研修修了日から実践研修受講日前5年間に2年以上の相談支援または直接支援業務の実務経験があり、福島県内に所在する障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者の業務に従事している者又は従事しようとする者
- 令和2年度以降、サービス管理責任者研修（基礎研修）を修了した者であって、

基礎研修受講時に実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしており、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務等に6ヵ月以上従事した者、また、これらの業務に従事することについて、指定権者に届出を行った者

- ③ 平成30年度以前に旧体系のサービス管理責任者等養成研修を修了した者であって、令和6年3月31日までに更新研修を受講せず資格を失効した者
- ④ サービス管理責任者研修（更新研修）を修了した者であって、更新研修修了の翌年度から5年間のうちに再度更新研修を受講せず資格を失効した者
- ⑤ サービス管理責任者研修（実践研修）を修了した者であって、実践研修修了の翌年度から5年間のうちに更新研修を受講せず資格を失効した者

なお、③・④・⑤のいずれかに該当する場合は、受講日前5年間に2年以上の実務経験は不要とする。

（2）児童発達支援管理責任者実践研修

- ① 令和2年度以降、児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）を修了した者であって、基礎研修修了日から実践研修受講日前5年間に2年以上の相談支援または直接支援業務の実務経験があり、福島県内に所在する児童福祉法に基づく指定障害児通所支援及び指定障害児入所支援の事業所において、児童発達支援管理責任者の業務に従事している者又は従事しようとする者
- ② 令和2年度以降、児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）を修了した者であって、基礎研修受講時に実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしており、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務等に6ヵ月以上従事した者、また、これらの業務に従事することについて、指定権者に届出を行った者
- ③ 平成30年度以前に旧体系のサービス管理責任者等養成研修を修了した者であって、令和6年3月31日までに更新研修を受講せず資格を失効した者
- ④ 児童発達支援管理責任者研修（更新研修）を修了した者であって、更新研修修了の翌年度から5年間のうちに再度更新研修を受講せず資格を失効した者
- ⑤ 児童発達支援管理責任者研修（実践研修）を修了した者であって、実践研修修了の翌年度から5年間のうちに更新研修を受講せず資格を失効した者

なお、③・④・⑤のいずれかに該当する場合は、受講日前5年間に2年以上の実務経験は不要とする。

（3）定められた期限内に事前課題（受講決定者に別途通知）を提出できる者。

※定められた期日までに事前課題を提出されない場合は、受講取消となりますのでご注意ください。

7 定員

300名（各回75名）

※定員を超過した場合は、受講者を選考させていただきます。

8 会場

太陽の国管理センター 4階及び2階会議室（西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 5-3）
※申込み人数によっては4階のみでの実施となります

9 受講申込

受講希望者が勤務する法人等の代表者は、別紙2に記載する必要書類を作成の上、110円切手を貼付した長3封筒（返送先を必ず記載すること）を受講申込者1人あたり1枚ずつ同封し、令和7年8月5日（火）消印有効で郵送にて提出してください。また、申込み封筒に「実践研修申込」と記載してください。

- ※1 講義・演習日程の選択はできませんので、全日程受講可能な方のみお申し込みください。希望日の記載はご遠慮ください。
- ※2 受講申込期限を過ぎて提出された場合は、理由の如何を問わず受理しません。
- ※3 電子メール、FAXによる受講申込は受理しませんのでご注意ください。
- ※4 申込書の記入漏れや添付書類の不備などが多数見受けられます。必ず、別添資料1または別添資料2の「実務経験」及び受講申込書の「記入例」をご確認いただき、また別紙2のチェックリストにより添付書類の漏れがないかチェックいただきますようお願いいたします。なお、申込書類等不備の場合、受付できない場合があります。

10 受講者の決定及び通知

選考のうえ受講者を決定し、令和7年8月下旬頃に申込者に通知します。なお、日程等の変更、中止等の可能性が生じる場合がありますのでご承知おきください。

11 修了証書

研修の全日程修了者に、福島県から修了証書を授与します。

※受講申込書と併せて提出する別紙3「承諾書」に基づき、下記①から⑤に該当する場合は受講取り消しとなりますのでご注意ください。

- ①受講料の振込を納付期日までに行わない場合。
- ②事前課題や受講確認レポート等の提出物について提出期限までに提出されない場合。
- ③研修の全日程を受講できない場合。（遅刻・早退・途中退席を含む）
- ④受講態度が著しく悪い場合（私語・居眠り・携帯電話の利用等）、または研修の円滑な実施を妨げる行為がある場合（演習等において途中離脱や終始無言、協調性に欠けた言動等）
- ⑤受講申込時に記載された実務経験に関して虚偽の記載があった場合。

12 受講料

5,000円

なお、資料代の支払い方法については、受講決定通知書とともに案内します。

13 その他

- （1）研修期間中の宿泊や食事等は各自で手配ください。
- （2）受講決定後、やむを得ず研修参加を取り消す場合は、「受講番号・事業所・氏名・キャンセル理由」を記載の上、速やかに受講申込先（事業委託先）までFAX（任

意様式)により報告してください。

- (3) 日程及び会場については、現時点での予定であり、変更する場合があります。
受講者決定の際に改めて通知しますので、再度ご確認ください。

受講申込先

〒961-8061

西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-3

社会福祉法人 福島県社会福祉事業団

事業管理部 地域福祉課 研修担当： 田中、増井

電話 0248-25-3020

FAX 0248-25-7673

問い合わせ先

福島県保健福祉部障がい福祉課 研修担当： 副主査 佐藤

電話 024-521-7171

FAX 024-521-7929